

## 社会福祉法人南九州市社会福祉協議会 役員等の報酬・費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人南九州市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 会長とは、この法人を代表する者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 会長及び役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、本会及び南九州市の常勤職員が役員等を兼ねる場合には、役員等の職にかかる報酬は支給しないものとするが、勤務時間が重複しない場合は、この限りでない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 会長に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 会長の報酬は、勤務した日から1月以内に支給する。

- 2 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

2 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

3 社会福祉法人南九州市社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償に関する規程(平成24年6月1日)は、廃止する。

4 この規程は、平成29年6月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（会長の報酬）

役職名	報酬の額
会 長	月額30,000円

別表第2（役員報酬）

(1) 理 事

業 務	日 額
理事会等会議への出席	3,300円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,300円

(2) 監 事

業 務	日 額
監事監査、理事会、評議員会等への出席	3,300円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,300円

別表第3（評議員の報酬）

業 務	日 額
評議員会への出席	3,300円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,300円